令和2年度 第5回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和2年8月25日(火) 午後4時0					分~午	後 5 時 00 分	7	
招集の場所	役場本庁3階 大会議室								
	議席 番号	農	業 委 員 名	出欠 の別	議席 番号	農	業 委 員 名	出欠 の別	
出席委員	1	和喜田 重則		出	8	西﨑 梅一 出		出	
<u>13 名</u>	2	孝!	野 覚也	欠	9	河野 仁 出		出	
	3 西本		本 繁夫	出	10	尾﨑 春夫		出	
欠席委員	4	中川 里美		出	11	田中 定嘉		出	
<u>1 名</u>	5	西口 孝		出	12	山田 聡 出		出	
	6	太	田 憲男	出	13	谷口	谷口 八千代		
	7	山口 深		出	14	浜田 暁 出		出	
議事録署名人	5	西口 孝			6	太田 憲男			
mah zer o le vi	職名		氏名		職	職名 氏名		名	
職務のため 総会に出席 した者の氏名	推進委員		山本 哲也						
推進委員									
1名									
事務局職員									
2名	事務局長 吉		吉村	 記己	課長補佐		加洲 能子		
	議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につい								
	7								
会議の内容	議案第2号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)								
	議案第3号 農用地利用配分計画案に関する意見について								

令和2年度第5回愛南町定例農業委員会次第

事務局

只今から令和2年度愛南町農業委員会第5回定例総会を開会致します。

議長(会長)

(会長挨拶)

事務局

それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。

議長(会長)

それでは、これより本日の会議を開きます。

出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。

まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に5番、西口孝委員と6番、太田憲男委員を指名致します。

それでは、日程第三、議案審議に入ります。

まず、議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 1 号、農地法第 5 条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号5番、増田4627番2、地目・面積は畑・99㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。

以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと 思います。5番お願い致します。

委員

場所は、○○商店から上にあがりまして、集会所の奥になるところです。譲受人は、譲渡人の息子です。今までアパートに住んでいましたが、家を建てるということで、申請が上がってきました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)

それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願い致します。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに 決定を致しました。

次に議案第2号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。

受付番号158番は再設定で、御荘菊川950番1外2筆、地目・面積は田・ 2.305 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 159 番は再設定で、御荘菊川 1075 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・4,667 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 160 番は再設定で、御荘長洲 388 番外 1 筆、地目・面積は田・ 1,544 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号161番は再設定で、御荘平城5321番、地目・面積は田・723㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 162 番は再設定で、御荘和口 356 番、地目・面積は田・1,796 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は10年でございます。

受付番号 163 番は再設定で、御荘和口 823 番 1、地目・面積は田・822 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 164 番は再設定で、御荘和口 1231 番、地目・面積は田・1,491 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 165 番は再設定で、御荘和口 1200 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・1,524 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 166 番は再設定で、御荘和口 1202 番 1、地目・面積は田・3,704 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 167 番は再設定で、御荘長月 243 番 1、地目・面積は田・953 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 168 番は再設定で、正木 561 番、地目・面積は田・2,023 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 169 番は再設定で、増田 606 番外 3 筆、地目・面積は田・6,567 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 170 番は再設定で、増田 630 番、地目・面積は田・685 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 171 番は再設定で、増田 2765 番、地目・面積は田・1,476 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 172 番は再設定で、増田 3010 番 1 外 2 筆、地目・面積は田・ 2,113 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号173番は再設定で、増田3482番1外1筆、地目・面積は田・588 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 174 番は再設定で、広見 3347 番、地目・面積は田・1,261 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 175 番は再設定で、御荘長洲 401 番、地目・面積は田・525 ㎡、 賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 176 番は再設定で、御荘長洲 562 番外 4 筆、地目・面積は田・ 3,178 ㎡、賃貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 177 番は新規で、岩水 479 番 1 外 3 筆、地目・面積は田・2,695 ㎡、畑・8,771 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 178 番は新規で、御荘和口 1726 番外 3 筆、地目・面積は畑・12,329 ㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 179 番は新規で、御荘菊川 3109 番 1 外 9 筆、地目・面積は畑・ 1,584 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 180 番は新規で、御荘菊川 3671 番外 2 筆、地目・面積は畑・3、345 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 181 番は新規で、御荘菊川 3610番2、地目・面積は畑・741 ㎡、 使用貸借で生産物は果樹、期間は 10年でございます。

受付番号 182 番は新規で、御荘和口 55 番 1 外 5 筆、地目・面積は田・3,009 ㎡、使用貸借で生産物は水稲・野菜、期間は3年でございます。

受付番号 183 番は新規で、緑乙 3125 番外 2 筆、地目・面積は畑・5,150 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 184 番は新規で、上大道 1642 番外 2 筆、地目・面積は畑・12,755 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 185 番は新規で、緑甲 487 番外 1 筆、地目・面積は畑・4,032

m²、使用貸借で生産物は果樹、期間は19年11か月でございます。

受付番号 186 番は新規で、御荘平山 87 番 1 外 3 筆、地目・面積は畑・9.466 ㎡、使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号187番は新規で、小山1160番1外1筆、地目・面積は田・2,703 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号188番は新規で、増田2735番1外2筆、地目・面積は畑・2,207 ㎡、使用貸借で生産物は水稲、期間は5年でございます。

受付番号 189 番は新規で、御荘長洲 1071 番、地目・面積は田・774 ㎡、 使用貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

受付番号 190 番は新規で、御荘長洲 74 番 2 外 6 筆、地目・面積は田・ 4,611 ㎡、使用貸借で生産物は野菜、期間は5年でございます。

受付番号 191 番は新規で、城辺乙 1182 番 2 外 6 筆、地目・面積は畑・3,924 ㎡、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。

以上34件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろ しくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願いたいと思います。ど なたかご意見、ご質疑ありましたらお願いします。

委員

183・184 は新規で、経営面積 0 ㎡となっていますが、新しく始められるのですか?

事務局

0 m²となっておりますが、現在利用権の設定を受ける者が、経営をしております。今回につきましては、国がコロナ対策で事業化をしております持続化給付金につきまして、農業委員会を通さないと給付ができないということで、この案件になりました。

委員

191の設定を受ける者の実際の作業はどういう風なのか?

事務局

現在農業委員会にも関係しております中間管理機構がこの中に入っております。次の議案第3号があるのですが、利用権を設定する者が、中間管理機構事業を使うというかたちで、一度機構のほうにお貸しをして、次に、機構のほうから、議案第3号の利用権の設定を受ける者にお貸しをするというかたちになっております。

議長(会長)

他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。

次に議案第3号農用地利用配分計画案に関する意見について、を議題と 致します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 3 号、農用地利用配分計画案に関する意見について、をご説明させていただきます。本案件につきましては、先ほど利用権設定の受付番号 191 番でご決定をいただきました農地中間管理事業に関する案件です。通常の手続きですと、先ほどの農地利用集積計画の承認後、公告を経て配分計画案を作成し、次回以降の総会にお諮りするところですが平成 27 年 12 月 1日付の農林水産経営局農地政策課長通知において、「農用地利用配分計画の事務手続きについては、期間の短縮化に努めるとともに、その一例として、農用地利用集積計画の決定と農用地利用配分計画案の意見決定を、同日の農業委員会で行うことも可能である。」との取り扱いから、ご審議をいただくものでございます。なお、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用配分計画の県知事認可を受けるため、同法第 19 条第 3 項の規定により、愛南町から農業委員会への意見聴取の依頼に基づくものであります。

受付番号 1 番、城辺乙 1182 番 2 外 6 筆、地目・面積は畑・3,924 ㎡、賃貸借、期間は 10 年でございます。

以上、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありました。ご審議願いたいと思います。どなたかご 意見、ご質疑ありましたらお願いします。

議長(会長)

無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、農業委員会の意見としては、計画案のとおりといたします。

議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。 議長可野人 議事録署名人人の多